

湧住税第248号
令和8年6月1日

許 可 証

有限会社 隼人環境総合
代表取締役 金沢公人 殿

湧水町長 池上 滝一



令和8年6月1日付けで申請のあった一般廃棄物処理業（事業系ごみ収集運搬業）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、下記により許可する。

記

- 業 者 名 有限会社 隼人環境総合
代表取締役 金沢 公人
- 所 在 地 霧島市隼人町真孝2460番地7
- 業 務 内 容 一般廃棄物の収集・運搬
- 許可番号 湧水町許可第003号
- 許可期間 令和8年6月1日～令和10年5月31日
- 許可区域 湧水町内全域
- 許可条件 (1) 運搬に関しては防臭対策に万全を期し、一般廃棄物が飛散、流失等ないように処置を講ずること。
(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びにその関係法令を遵守すること。
(3) 湧水町の一般廃棄物と他市町村の一般廃棄物とを混合して伊佐湧水環境管理組合（未来館）に搬入しないこと。
(4) その他町長の指示事項を遵守すること。